

「樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令案についての
意見・情報の募集」の結果について

令和5年3月22日
林野庁国有林野部

この度、令和5年1月30日から令和5年2月28日までの期間、「樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令案」について、e-Govに掲載すること等を通じて、広く意見・情報を募集いたしましたところ、御意見の提出はありませんでした。

なお、本件につきましては、意見・情報を募集した際に公表した案文に所要の修正（第55条の2第1号イ(3)の規定中、「出生時からの」を削除）を加えた上で、別紙のとおり制定することとなりましたので、お知らせいたします。

今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

【問い合わせ先】

林野庁国有林野部管理課

代表：03-3502-8111（内線6255）

直通：03-6744-2315